

松原市職員等人材バンク実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の職員等が培った知識や経験を企業等多様な分野において活用し、社会に貢献するために実施する人材バンク制度の運営及びその透明性確保に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(人材バンクの設置)

第2条 前条の目的を達成するため、次の任命権者の職員等（地方公務員法（昭和25年法律261号）第17条第1項の規定その他の相当規定により採用した職員であつて、懲戒免職の処分を受けていないものに限る。）を対象とし、松原市職員等人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

- (1) 市長
- (2) 消防長
- (3) 水道事業管理者

2 人材バンクの運営に関する庶務は、市長公室人事課において行う。

(人材情報の登録)

第3条 人材バンクに自己の情報（以下「人材情報」という。）を登録できる者は、次に掲げる職員等とする。

- (1) 当該年度に定年等により退職する職員
- (2) 退職した者で、退職後2年が経過していないもの

2 人材情報の登録を希望する者は、人材情報登録申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、別に定める期間内に人材バンクに提出するものとする。ただし、退職時に課長級以上であった者は、再就職状況の公表について同意がなければ登録できないものとする。

3 人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）に係る人材情報の登録期間は、当該登録した日の属する年度の末日までとする。

4 人材バンクは、登録者の再就職が内定したとき又は登録者が求人情報に関する不適切な取扱いを行ったときその他登録を継続することが適当でないと認められるときは、当該登録者の人材情報を随時抹消するものとする。

5 登録者が登録した人材情報の内容を変更するときは、第2項の規定の例により行うものとする。

(求人情報の登録)

第4条 人材バンクは、登録者を採用する意向のある企業等（以下「求人企業等」という。）から求人票（様式第2号）の提出があったときは、求人情報の登録を行う。この場合において、当該求人企業等に係る法人の形態、業種、規模等は問わないものとする。

2 求人情報の登録期間は、前項の求人票が提出された日の属する年度の末日までとし、採用が内定したときは当該求人情報を随時抹消するものとする。

(情報提供の手続)

- 第5条 人材バンクは、求人情報の登録をしたときは、求人情報登録一覧表(様式第3号)を作成し、登録者の閲覧に供するものとする。
- 2 登録者は、再就職を希望する求人企業等の求人情報があるときは、求人票に記載された申出受付期間内に面接希望申出書(様式第4号)を人材バンクに提出するものとする。
 - 3 人材バンクは、前項の申出書の提出があったすべての登録者に係る第3条第2項の人材情報登録申込書を当該登録者が再就職を希望する求人企業等に提供するものとする。
 - 4 求人企業等は、面接等を希望する登録者を選定したときは、面接者決定通知書(様式第5号)を人材バンクに提出するものとする。
 - 5 人材バンクは、求人企業等から前項の通知書の提出があったときは、当該通知書に係る登録者に対してその内容を通知するものとする。
 - 6 求人企業等は、最終選考結果を登録者及び人材バンクに通知するものとする。
 - 7 登録者は、再就職が内定したときは、就職内定報告書(様式第6号)を速やかに人材バンクに提出するものとする。

(再就職状況の公表)

- 第6条 人材バンクは、毎年度9月1日までに、前年度の登録者の再就職状況を公表するものとする。
- 2 公表する事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 登録者数及びそのうち人材バンクからの情報提供によって再就職した者の数
 - (2) 退職時に課長級以上であった者で人材バンクからの情報提供により再就職したものに係る氏名、退職時の所属及び職名、退職年月日並びに再就職先企業等の名称及び業種、再就職先における役職等並びに再就職年月日

(営業活動の制限)

- 第7条 第5条の規定により再就職することとなった職員等は、再就職後2年間は、退職時に担当していた職務に関連する本市に対する営業活動(宣伝、情報収集、入札への参加、契約交渉その他再就職先の営業を目的とする行為であって本市職員に働きかけを行うものをいう。)に従事しないものとする。
- 2 本市は、第5条第3項の規定により人材情報を提供する求人企業等に対し、当該人材情報の提供を受けるに当たっては、あらかじめ誓約書(様式第7号)により、採用した職員等を採用後2年間は、退職時に担当した職務に関連する営業活動に従事させないことを確認するものとする。
 - 3 求人企業等から誓約書により前項の確認が得られない場合、本市は第4条第1項に規定する求人情報の登録を行わないものとする。

(適用関係)

第8条 この要綱の規定は、登録者が人材バンクからの情報提供によらず再就職することを妨げない。

2 この要綱の規定は、登録対象者のうち人材バンクへの人材情報の登録を希望しない者が、個人の就職活動等により再就職することを妨げない。この場合において、本市は再就職に係る支援を行わないものとする。

(実施の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクの実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月8日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。